



長野県報

3月31日(火)
令和2年
(2020年)
号外

目次

条例

長野県税条例の一部を改正する条例(税務課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県税条例の一部を改正する条例(条例第23号)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。

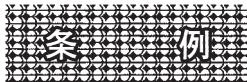
(1) 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

電気供給事業のうち発電事業及び小売電気事業の課税方式について、従来の収入金課税の一部を通常の課税方式に改めました。

(2) 法人県民税及び法人事業税の税額控除の拡充

地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附に係る税額控除(企業版ふるさと納税)について、税額控除割合を引き上げるとともに、適用期限を令和7年3月31日(改正前:令和2年3月31日)まで延長しました。

2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第23号

長野県税条例の一部を改正する条例

長野県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同号のイ中「第72条の24の7第5項」を「第72条の24の7第6項」に改め、同項第2号中「電気供給業」の次に「(次号に掲げる事業を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含む。第36条第2項及び第3項において「小売電気事業等」という。)及び同法第2条第1項第14号に規定する発電事業(これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定するものを含む。第36条第2項及び第3項において「発電事業等」という。)次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

イ 第1号のイに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額
第34条の2第6項中「に掲げる」を「又は第3号のアに掲げる」に改め、同条第8項の表の第36条第1項第1号及び第3項第1号の項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同表の第36条第1項第3号及び第3項第3号の項中「第3項第3号」を「第4項第3号」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|-----|-----------------------------|
| 第36条第3項第1号 | 合計額 | 合計額(受託法人であるものにあつては、アに掲げる金額) |
|------------|-----|-----------------------------|

第34条の2第8項の表の第36条第3項の項中

「第36条第3項」を「第36条第4項」に改める。

第34条の3第1項中「事業の」を「事業税の」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額

第34条の3第2項中「前項第1号のイ」を「前項第1号」に、「同号のイ」を「同項第2号」に、「同号のウ」を「同項第3号」に、「前項第2号」を「同項第4号」に改める。

第35条第2項中「電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業その他の事業と」を「第34条第1項各号に掲げる事業のうち2以上のもの」に改める。

第36条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「電気供給業」の次に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第34条第1項第3号のアに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 第34条第1項第3号のイに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

第41条の5第2項を次のように改める。

2 前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第41条の7第1項又は第3項の規定による申告書に前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第8条の4第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第41条の5第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項(第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について県税事務所に施行規則第8条の4第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

第41条の7第1項中「第41条の5第2項」を「第41条の5第3項」に改める。

第65条第1項第1号のアの(7)、同項第2号のアの(7)、同項第3号のアの(7)及び同号のウの(7)中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第144条第2項第1号のア中「(昭和39年法律第170号)」を削る。

附則第5条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第7条第4項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第10条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則第13条第1項及び第3項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「100分の2.9」を「100分の5.7」に改める。

附則第13条の2の2中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

附則第13条の2の3第1項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「100分の10」を「100分の20」に、「第3項まで」を「第4項まで」に改める。

附則第13条の3中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」

に改める。

附則第17条の6第3項第2号中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例(次項及び附則第4項において「新条例」という。)附則第13条第1項及び第3項の規定(同条第1項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

3 新条例第34条第1項、第34条の2第6項及び第8項、第34条の3、第35条第2項並びに第36条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第13条の2の3第1項の規定(同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。)は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部改正)

5 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例(平成18年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「若しくは同条第3項第1号のウ」を「、同条第3項第1号のア若しくは第2号のア及びイ若しくは同条第4項第1号のウ」に改める。

(長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 長野県県税条例の一部を改正する条例(平成25年長野県条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第6号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

7 長野県県税条例等の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第12項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第23項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第24項の表の附則第14項の項中

「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改

め、同表の附則第16項の項中「平成32年3月31日」を

「令和2年3月31日」に改め、同表の附則第17項の項中

「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改

める。

- 8 長野県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年長野県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3項、第5項及び第8項中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第9項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

（長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 9 長野県県税条例の一部を改正する条例（平成29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 10 長野県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第3号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第6号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第7号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第13項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第15項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第19項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第20項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

附則第22項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第23項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

（長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 11 長野県県税条例の一部を改正する条例（平成31年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第4項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第7項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

税務課